

第34回全国健康福祉祭神奈川大会

ねんりんピックかながわ2022

藤沢市実行委員会

設立総会 ・ 第1回総会



期 日 令和3年6月2日（水）午前11時から

場 所 ミナパーク3階 302・303会議室

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会
設立総会 次第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 説明事項
全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要について 2
- 4 審議事項
第1号議案
ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会の
設立について 5

第2号議案
ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会会則の
制定について 6
- 5 その他
ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会委員等の
委嘱について 11
- 6 閉 会

全国健康福祉祭（ねんりんピック）について

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は、スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、主に60歳以上の高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的としています。

厚生省（現：厚生労働省）創立50周年を記念して、昭和63年に第1回目の大会が開催され、以後、毎年各都道府県持ち回りで開催し、令和4年に第34回目の大会を神奈川県で開催します。

神奈川大会の概要

1. 名 称 第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会
2. 愛 称 ねんりんピックかながわ2022
3. 主 催 厚生労働省、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、
一般財団法人長寿社会開発センター
4. 共 催 スポーツ庁
5. テ ー マ 神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔
～未病改善でスマイル100歳～
6. 会 期 令和4年11月12日（土）～15日（火） 4日間
7. 参加予定人員 延べ約60万人（観客等含む）
8. 式典及びイベント
 - (1) 総合開会式
開 催 日 令和4年11月12日（土）
会 場 横浜アリーナ
 - (2) 交流大会（32種目、26市町）

スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流大会

○藤沢市開催種目

ゲートボール、ソフトバレーボール

会期： 令和4年11月12日（土）～14日（月）

会場： 県立スポーツセンター

(3) イベント

ふれあいニュースポーツ、健康フェア、未病改善教室、美術展、地域文化伝承館、シンポジウム、健康福祉機器展、音楽文化祭など

(4) 総合閉会式

開催日 令和4年11月15日（火曜日）

会場 横須賀芸術劇場

9. 神奈川県基本方針

高齢者が元気にいきいきと暮らし、地域社会の担い手として活躍していくことは、笑顔あふれる人生100歳時代を実現するための大きな礎となります。

第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会は、高齢者をはじめ、誰もがスポーツや文化活動を楽しむとともに、かながわの魅力を存分に感じていただける大会となるよう、次の目標を掲げています。

〈大会の目標〉

- 1 未病改善で笑顔あふれる人生100歳時代を目指す大会
- 2 誰もがともに生きる社会の実現に向けた大会
- 3 ラグビーワールドカップ2019TM、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを引き継ぐ大会
- 4 多彩な魅力に富む「かながわ」を実感できる大会

神奈川大会の種目及び開催市町

区 分	種 目	会 場 市 町
スポーツ交流大会 (10種目)	卓球	横須賀市
	テニス	横浜市
	ソフトテニス	小田原市・南足柄市
	ソフトボール	小田原市
	ゲートボール	藤沢市
	ペタンク	大井町
	ゴルフ	箱根町
	マラソン	山北町
	弓道	秦野市
	剣道	伊勢原市
ふれあいスポーツ 交流大会 (18種目)	水泳	相模原市
	グラウンド・ゴルフ	茅ヶ崎市
	オリエンテーリング	真鶴町
	ラグビーフットボール	厚木市・海老名市
	サッカー	横浜市
	ソフトバレーボール	藤沢市
	なぎなた	川崎市
	ウォークラリー	座間市
	太極拳	大和市
	軟式野球	川崎市・秦野市・中井町
	ターゲット・バードゴルフ	綾瀬市
	バウンドテニス	相模原市
	ダンススポーツ	川崎市
	パークゴルフ	開成町
	インディアカ	南足柄市
	スポーツ吹矢	平塚市
	サーフィン	茅ヶ崎市・大磯町
スポーツチャンバラ	鎌倉市	
文化交流大会 (4種目)	囲碁	平塚市
	将棋	愛川町
	俳句	湯河原町
	健康マージャン	厚木市
計	32種目	26市町

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会の設立について

第34回全国健康福祉祭神奈川大会「愛称：ねんりんピックかながわ2022」において、藤沢市で実施する交流大会及びその関連イベントを開催するにあたり、円滑な大会運営を図るため、「ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会」を設立する。

ねんりんピックかながわ2022 藤沢市実行委員会会則の制定について
ねんりんピックかながわ2022 藤沢市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、ねんりんピックかながわ2022 藤沢市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会（ねんりんピックかながわ2022）において、藤沢市で開催される交流大会等（以下「大会等」という。）の円滑な運営と推進を期するため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会等の開催に必要な計画の策定に関すること。
- （2）大会等の企画及び運営に関すること。
- （3）関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

（構成）

第4条 本会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 委員及び監事は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）大会等の開催に関係する機関又は団体に属する役職者
- （2）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 5人程度
- （3）監事 2人

2 会長は、藤沢市長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

4 監事は、委員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、本会の財務を監査する。

(任期)

第7条 委員及び役員（以下この条において「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから第2条の目的が達成されたときまでとする。ただし、第4条第2項第1号に掲げる委員等が、委嘱時の所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、やむを得ない事情により、委員等から辞任の申出があったときは、委嘱を解くことができる。

(報酬)

第8条 委員及び役員は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

- 2 前項に定めるもののほか、本会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、委員及び役員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 運営委員会へ委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長に対して、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(運営委員会)

- 第11条 運営委員会は、会長が委嘱した運営委員をもって構成し、運営委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、運営委員のうちから会長が指名する。
 - 3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、委員長がその議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。
 - 5 運営委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。
 - 6 運営委員会は、前項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告する。
 - 7 第7条、第8条及び前条第4項から第6項までの規定は、運営委員会について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第12条 会長は、総会又は運営委員会（以下本条において「総会等」という。）において審議決定すべき事項について、総会等を招集するいとまがないと認められるとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第14条 本会の経費は補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第16条 本会の収支予算は、総会の決議によって定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 解散

(解散)

第17条 本会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第18条 本会が解散のときに有する残余財産は、藤沢市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和3年6月2日から施行する。
- 2 本会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、本会設立の日から令和4年3月31日までとする。
- 3 第11条第2項の規定にかかわらず、最初の総会の招集は市長が行う。

設立総会

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会委員の
委嘱について

別紙

「ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会委員名簿」
のとおり

ねんりんピックかながわ2022 藤沢市実行委員会名簿（案）

No.	分野	組織名称	役職	氏名	役職
1	主催者	藤沢市	市長	鈴木 恒夫	会長
2	市議会	藤沢市議会	議長	佐賀 和樹	副会長
3	スポーツ 団体	神奈川県ゲートボール連合	会長	岡田 喜久雄	
4		神奈川県ソフトバレーボール委員会	会長	尾崎 弘	
5		藤沢市ゲートボール連合	会長	山本 共恵	
6		藤沢市バレーボール協会	会長	荒井 勝男	
7		藤沢市体育協会	会長	林 良雄	副会長
8		藤沢市レクリエーション協会	会長	栗原 義夫	
9		藤沢市スポーツ推進委員協議会	会長	川口 勇喜夫	
10		公益財団法人藤沢市みらい創造財団	理事長	石井 恒男	
11	福祉団体	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	会長	加藤 正美	副会長
12		社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	事務局長	伊原 敦	監事
13	市民団体	藤沢市老人クラブ連合会	会長	山田 耕嗣	
14	商工 経済	藤沢商工会議所	会頭	増田 隆之	副会長
15		一般社団法人藤沢市商店会連合会	理事長	齋藤 光久	
16	観光	公益社団法人藤沢市観光協会	会長	湯浅 裕一	
17	医療	公益社団法人藤沢市医師会	会長	鈴木 紳一郎	
18		公益財団法人藤沢市保健医療財団	副理事長	平岩 多恵子	
19	交通	東日本旅客鉄道株式会社藤沢駅	駅長	上野 一廣	
20		小田急電鉄株式会社藤沢管区	管区長兼藤沢駅長	後藤 晃伸	
21	会場管理者	県立スポーツセンター	所長	大塚 和弘	
22	市行政	藤沢市	副市長	宮治 正志	副会長
23		藤沢市	副市長	和田 章義	
24		藤沢市教育委員会	教育長	岩本 将宏	
25		藤沢市総務部	部長	林 宏和	
26		藤沢市生涯学習部	部長	神原 勇人	
27		藤沢市福祉部	部長	池田 潔	
28		藤沢市健康医療部	部長	齋藤 直昭	
29		藤沢市経済部	部長	中山 良平	
30		藤沢市	会計管理者	阿部 広治	監事

<参考>

全国健康福祉祭開催要綱

昭和62年10月17日 厚生省発政第22号
各都道府県知事・指定都市市長宛て
厚生大臣官房長（全国健康福祉祭推進委員長）通知

1 目的

全国健康福祉祭（以下「祭典」という。）は、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

2 主催等

- (1) 祭典の主催者は、厚生労働省、各開催地都道府県及び（財）長寿社会開発センター（以下「長寿センター」という。）とし、催しの内容によっては各会場地市町村を含めることができる。
- (2) 必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。

3 都道府県実行委員会

- (1) 開催地都道府県は、祭典に必要な企画を行い、及びこれを実施するため、実行委員会を組織する。
- (2) 実行委員会の組織及び運営については、開催地都道府県が定める。

4 開催地

開催地は、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する。

5 開催期間

祭典の開催期間は、原則として1週間以内とする。但し、開催地の会場確保等の事情からこれによるのが困難な場合には、弾力的に運用することは、差し支えない。

6 参加者

祭典の主たる参加者は、60歳以上の者とする。
但し、世代交流等にも積極的に配慮するものとする。

7 事業の内容等

- (1) 祭典の事業は、主催者が実施する主催事業及び関係団体、民間企業等が実施する協賛事業とする。
- (2) 祭典の事業は、健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント及び健康、福祉・生きがい共通イベントにより構成するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。
 - ①健康関連イベント
 - ア 高齢者を対象とする高齢者健康スポーツ祭を行う。
 - (ア) 種目の選定、運営方法等の面で、競技性の強い種目や瞬発力を要するものはできるだけ避けること。
 - (イ) 勝敗や優劣より、高齢者が幅広く参加できることや楽しさに重点を置くこと。

(ウ) 高齢者の身体的状況を十分勘案すること等の面に配慮を行うとともに、高齢者の健康の保持・増進に資するスポーツの紹介等に努めるものとする。

また、実施種目は、概ね開催1年前までに決定することとする。

イ 健康度チェック（血圧、脈拍、体力測定等）及び健康相談コーナーを設ける。

この場合、主たる参加者が高齢者であることにかんがみ、高齢者健康スポーツ祭実施時における参加者の健康管理への配慮とともに、スポーツと健康増進、各種運動と医学上の注意点等についての啓発も兼ねるように配慮するものとする。

ウ 食品・栄養に関する催しを行う。

②福祉・生きがい関連イベント

ア 高齢者作品展を行う。

この場合、高齢者の長年にわたる知恵や経験を積極的に引き出し、広めていけるよう配慮するものとする。

イ 上記のほか、高齢者の社会参加、生きがいの高揚を図るための催しを積極的に行う。

この場合、高齢者がそれぞれの身体的・社会的条件に応じ、積極的に社会参加し、生きがいを高めていけるようにするための環境づくりに資するよう、各種行政施策・民間サービスの紹介、世代間及び地域間の交流等の面に配慮するものとする。

③健康、福祉・生きがい共通イベント

ア 健康、福祉・生きがいをテーマとするシンポジウムを行う。

なお、健康及び福祉・生きがいをテーマとする学会を併せて行うことが望ましい。

イ 健康及び福祉・生きがいをテーマとする各種展示を行う。

ウ 健康福祉機器展を行う。

この場合、高齢者の利用に資する優良な各種機器の展示、最新の技術・情報の紹介等に配慮するものとする。

8 祭典の標章

(1) 祭典のイメージの形成・定着を図るため標章を定める。

(2) 標章の使用に関しては、別に定めるところによる。

9 参加者の募集・選定

(1) 厚生労働省及び開催地都道府県は協議のうえ、各都道府県・指定都市ごとの参加者数の目安を決定し、通知する。

(2) 各都道府県・指定都市は、上記(1)の参加者数の目安を勘案し、参加者の募集・選定を行い、開催地都道府県に通知する。

10 参加料等

祭典の運営経費に充てるため、必要に応じ、参加料を徴することができる。

11 実施要綱

祭典の実施要綱は、本開催要綱に添い、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生労働省及び長寿センターと協議してこれを決定する。

<参考>

■全国健康福祉祭（ねんりんピック）開催状況

大会名称	テーマ及び会期	延べ参加
第1回 ひょうご大会	いのち輝く 長寿社会 昭和63年10月30日(日)～11月2日(水)	8万人
第2回 おおいた大会	健やか人生 きらめく生命 平成元年11月3日(金)～11月6日(月)	18万人
第3回 びわこ大会	輝く長寿 あなたとともに 平成2年9月29日(土)～10月2日(火)	23万人
第4回 いわて大会	ささえる長寿 あなたが主役 平成3年9月21日(土)～9月24日(火)	27万人
第5回 やまなし大会	健やかに 伸びやかに 晴れやかに 平成4年10月31日(土)～11月3日(火)	30万人
第6回 京都大会	健康 ふれあい いきいき長寿 平成5年10月2日(土)～10月5日(火)	46万人
第7回 かがわ大会	健康発 長寿行 オリーブ色の風に乗る 平成6年10月22日(土)～10月25日(火)	55万人
第8回 島根大会	ひろげよう 神話の里から 長寿の輪 平成7年10月21日(土)～10月24日(火)	33万人
第9回 みやざき大会	太陽の国 ひらく長寿の 夢ページ 平成8年11月9日(土)～11月12日(火)	43万人
第10回 山形大会	すてきに輝け ねんりん青春 平成9年9月20日(土)～9月23日(火)	52万人
第11回 愛知・名古屋大会	年の輪 人の輪 元気の輪 平成10年10月31日(土)～11月3日(火)	70万人
第12回 ふくい大会	ねんりんの パワーを生かす 新時代 平成11年10月9日(土)～10月12日(火)	46万人
第13回 大阪大会	なにわから 未来にかける 長寿の橋 平成12年11月3日(祝)～11月6日(月)	70万人
第14回 広島大会	あなたの笑顔にあいたいけん 平成13年10月6日(土)～10月9日(火)	61万人
第15回 ふくしま大会	ほんとうの空に輝け ねんりんの輪 平成14年10月19日(土)～10月22日(火)	51万人
第16回 徳島大会	ねんりんの 渦よ 輪になれ 踊り出せ 平成15年10月18日(土)～10月21日(火)	44万人

第17回 群馬大会	ぐんま発の応援歌 平成16年10月16日(土)～10月19日(火)	50万人
第18回 ふくおか大会	長寿の話 ひろげて人の輪 アジアの和 平成17年11月12日(土)～11月15日(火)	54万人
第19回 しずおか大会	奏でよう ふじのくにから 健康賛歌 平成18年10月28日(土)～10月31日(火)	57万人
第20回 いばらき大会	さわやかな 長寿の風を 茨城に 平成19年11月10日(土)～11月13日(火)	48万人
第21回 かごしま大会	かごしまで 元気・ふれ合い・ゆめ噴火 平成20年10月25日(土)～10月28日(火)	54万人
第22回 北海道・札幌大会	ねんりんに 夢を大志を 青春を 平成21年 9月 5日(土)～9月 8日(火)	54万人
第23回 いしかわ大会	光る汗! 輝くいしかわ 笑顔の輪 平成22年10月 9日(土)～10月12日(火)	54万人
第24回 くまもと大会	火の国に 燃えろ! ねんりん 夢・未来 平成23年10月15日(土)～10月18日(火)	55万人
第25回 宮城・仙台大会	伊達の地に 実れ! ねんりん いきいきと 平成24年10月13日(土)～10月16日(火)	51万人
第26回 こうち大会	長寿の輪 龍馬の里で ゆめ交流 平成25年10月26日(土)～10月29日(火)	40万人
第27回 とちぎ大会	咲かせよう! 長寿の花を 栃木路で 平成26年10月 4日(土)～10月 7日(火)	41万人
第28回 やまぐち大会	おいでませ! 元気な笑顔 ゆめ舞台 平成27年10月17日(土)～10月20日(火)	54万人
第29回 ながさき大会	長崎で ひらけ長寿の 夢・みらい 平成28年10月15日(土)～10月18日(火)	55万人
第30回 あきた大会	秋田からつながれ! つらなれ! 長寿の輪 平成29年9月9日(土)～9月12日(火)	52万人
第31回 とやま大会	夢つなぐ 長寿のかがやき 富山から 平成30年11月3日(土)～11月6日(火)	50万人
第32回 和歌山大会	あふれる情熱 はじける笑顔 平成31年11月9日(土)～11月12日(火)	40万人
第33回 岐阜大会	清流に 輝け ひろがれ 長寿の輪 令和3年10月30日(土)～11月2日(火)	60万人 (予定)
第34回 神奈川大会	神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔 令和4年11月12日(土)～11月15日(火)	60万人 (予定)

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会

第1回総会 次第

1 開 会

2 審議事項

第1号議案

ねんりんピックかながわ2022藤沢市基本計画について 17

第2号議案

令和3年度事業計画について 19

第3号議案

令和3年度収支予算について 20

第4号議案

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会
運営委員会への委任事項について 21

第5号議案

ねんりんピックかながわ2022藤沢市開催種目交流大会
令和3年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱について 24

3 閉 会

ねんりんピックかながわ2022藤沢市基本計画（案）について

藤沢市は、ねんりんピックかながわ2022が神奈川県で開催されるにあたりスポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会及び各種イベント（以下「交流大会等」という。）を開催する。

1 藤沢市における開催方針

- (1) 本市で開催する交流大会等を通して、スポーツの楽しさや生きがい、達成感を実感し、生涯にわたって心身共に健康で豊かなスポーツライフが送れるよう、全国から集う参加者とともに、健康寿命の延伸を図る。
- (2) 全国から集う参加者を市民を挙げておもてなしの心でお迎えし、もう一度藤沢を訪れたいと感じていただけるよう、湘南の元気都市藤沢を全国へ発信する大会とする。

2 実施主体

藤沢市、ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会

3 開催期間

令和4年11月12日（土）から15日（火）までの4日間

4 交流大会の実施

種 目	予定会場	参加予定人数
ゲートボール	県立スポーツセンター	選手 1,620人（180チーム） 役員等 約200人（予定）
ソフトバレーボール		選手 657人（73チーム） 役員等 約180人（予定）
◆関連事業として各種目会場において、未病改善教室・各種おもてなしイベント等を実施する。		

※各種日程 ◎：開始式 ●：代表者会議 ○：交流大会

種目等	11/12（土）	11/13（日）	11/14（月）	11/15（火）
県関係	総合開会式			総合閉会式
ゲートボール	◎（合同）	○	○ （表彰式）	
ソフトバレーボール	●（種目別）	○	○ （表彰式）	

5 リハーサル大会の実施

種 目	大 会 名	競 技 日 程	会 場
ゲートボール	all かながわスポーツゲームズ 神奈川県ゲートボール連合第 12回市区町対抗ゲートボ ール大会兼ねんりんピックかな がわ2022リハーサル大会	令和3年 11月25日(木)	県立 スポーツセンター
ソフト バレーボール	ねんりんピックかながわ20 22リハーサル大会	令和3年 12月19日(日)	

6 広報活動

(1) 目的

ねんりんピックかながわ2022の開催を広く市民に周知し関心を高め、参加意識の高揚を図るとともに、大会開催の気運を盛り上げることにより実りある大会にすることを目的とする。

(2) 広報活動の内容

市民にねんりんピックの開催情報等の周知を図るために、シンボルマークや大会マスコット「かながわキンタロウ」等を活用し、関係機関・団体と連携して計画的かつ効果的な広報活動を行う。

ア 印刷物などによる広報

- ・ 広報ふじさわ等への情報掲載
- ・ ポスターの掲示、チラシ等の配布
- ・ 関係機関・団体等の広報媒体等への掲載
- ・ 広報啓発用グッズの配布 等

イ インターネットを活用した広報

市のホームページ、SNS等を活用し、大会情報や本市の魅力を全国に向けて発信。

ウ 工作物などの広報

横断幕等の工作物を効果的に設置し、交流大会等の開催周知に努める。

エ 各種行事による広報

市内で開催される地域のイベントに積極的に参加し、開催気運の醸成を図る。

オ マスコミなどによる広報

各報道機関等との連携を密にし、情報提供や取材などへの協力を積極的に実施する。

カ 大会報告書の作成

本市で初めて開催される「ねんりんピック」の成果を記録・保存するために大会報告書を作成する。

令和3年度事業計画（案）について

ねんりんピックかながわ2022における藤沢市での各交流大会及び関連イベント等の運営に向けて、関係団体等との密接な連携のもとに事業を行う。

- 1 各種会議の開催
 - (1) 総会
 - (2) 運営委員会

- 2 先催地調査
第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2021）視察
期 間：令和3年10月30日（土）～11月2日（火）
開催地：笠松町（ゲートボール）
山田市（ソフトバレーボール）

- 3 リハーサル大会の実施
競技主管団体が実施する既存大会及び新規大会をリハーサル大会として実施する。
【ゲートボール】
大会名：all かながわスポーツゲームズ神奈川県ゲートボール連合第12回市区町対抗ゲートボール大会兼ねんりんピックかながわ2022リハーサル大会
日 程：令和3年11月25日（木）
会 場：県立スポーツセンター
【ソフトバレーボール】
大会名：ねんりんピックかながわ2022リハーサル大会
日 程：令和3年12月19日（日）
会 場：県立スポーツセンター

- 4 大会開催に係る各種計画等の策定
交流大会及び関連イベント等の円滑な実施に向け、以下の準備を行う。
 - (1) 大会実施計画の策定
 - (2) 種目別（ゲートボール/ソフトバレーボール）開催要領の策定
 - (3) 藤沢市実施本部の設置準備等

- 5 広報活動の実施
 - (1) ポスター、PRグッズ等の作成、配布
 - (2) 各種イベント会場における広報活動の実施等

- 6 関係機関・団体等との連絡調整
 - (1) 県実行委員会との連絡調整
 - (2) 各種目主管団体や会場管理者との連絡調整
 - (3) 関係機関、関係団体との連携

令和3年度収支予算（案）について

【収入】

（単位：千円）

区 分	予 算 額	内 容
市負担金	4,000	藤沢市負担金
県補助金	2,400	ねんりんピックかながわ2022実行委員会補助金
合 計	6,400	

【支出】

（単位：千円）

区 分	予 算 額	内 容
実行委員会運営費	900	<ul style="list-style-type: none"> ・総会、運営委員会等の開催経費 ・事務局運営費等
交流大会開催準備費	3,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、広報啓発グッズ等の作成 ・ゲートボール交流大会用スコアボード等輸送料
リハーサル大会運営費	1,500	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル大会実施に要する経費 (ゲートボール/ソフトバレーボール)
競技主管団体準備費	1,000	<ul style="list-style-type: none"> ・競技主管団体開催準備補助金 (2団体×500千円)
合 計	6,400	

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会
運営委員会への委任事項（案）について

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会会則第11条第5項の規定に基づき、次の事項を運営委員会に委任する。

- 1 総務・企画に関する事項
（主な内容）事務局に関する事、先催地市調査に関する事、リハーサル大会及び本大会実施に関する事等
- 2 広報・観光PR・おもてなしに関する事項
（主な内容）広報の方法やPRグッズの作製に関する事、市民参加（集客）のためのイベントに関する事、本市の観光PRに関する事、選手・監督・来訪者等へのおもてなしに関する事等
- 3 交流大会に関する事項
（主な内容）開催要領・プログラムに関する事、交流大会の開始式・閉会（表彰）式に関する事等
- 4 ボランティアに関する事項
（主な内容）交流大会等のボランティアに関する事
- 5 健康づくり教室に関する事項
（主な内容）健康づくり教室の実施に関する事
- 6 医事衛生に関する事項
（主な内容）会場の救護所の設置に関する事
- 7 輸送・交通・警備及び防災に関する事項
（主な内容）県の輸送計画への協力、観客等の輸送・交通に関する事、会場の警備・防災に関する事等
- 8 その他会務に必要な事項

ねんりんピックかながわ2022 藤沢市運営委員会名簿 (案)

No.	分野	組織名称	役職	氏名	役職
1	市行政	藤沢市生涯学習部	部長	神原 勇人	委員長
2		藤沢市総務部行政総務課	参事	古澤 泰斗	
3		藤沢市企画政策部企画政策課	参事	三ツ井 幸子	
4		藤沢市企画政策部広報シティプロモーション課	課長	鳥原 利文	
5		藤沢市防災安全部危機管理課	課長	金指 俊二	
6		藤沢市福祉部福祉総務課	参事	矢内 健	
7		藤沢市福祉部高齢者支援課	課長	内田 美奈子	
8		藤沢市健康医療部健康づくり課	参事	齋藤 拓也	
9		藤沢市環境部環境総務課	参事	阿部 英一	
10		藤沢市経済部産業労働課	参事	饗庭 功	
11		藤沢市経済部観光課	課長	木村 嘉文	
12		藤沢市経済部農業水産課	課長	及川 聡	
13		藤沢市消防局消防総務課	参事	築瀬 欣二	
14		藤沢市教育委員会教育部教育総務課	参事	伊藤 雅浩	
15	スポーツ 団体	神奈川県ゲートボール連合	理事長	種村 恒夫	副委員長
16		神奈川県ソフトバレーボール委員会	副会長	秦 博一	副委員長
17		藤沢市ゲートボール連合	総務部長	小野 潔子	
18		藤沢市バレーボール協会	理事長	青木 正己	
19	福祉団体	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	事務局次長	村上 尚	
20	市民団体	藤沢市老人クラブ連合会	副会長	東田 正喜	副委員長
21	商工 経済	藤沢商工会議所	常務理事	大嶋 洋一	副委員長
22		一般社団法人藤沢市商店会連合会	事務局長	金井 純雄	
23	観光	公益社団法人藤沢市観光協会	事務局長	柳田 芳和	
24	会場管理者	県立スポーツセンター管理課	課長	内田 祐樹	

ねんりんピックかながわ2022藤沢市実行委員会組織図（案）

実行委員会	
<ul style="list-style-type: none"> ◇開催方針の決定 ◇会則の制定・改廃 ◇事業計画・事業報告 ◇予算・決算 ◇運営推進委員会への委任事項 ◇その他重要な事項 	<p>[構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会長（1人） ○副会長（5人） ○監事（2人） ○委員（22人） 委員計 30人
<p>[選出区分]</p> <p>(1) 市関係 (2) 市議会 (3) スポーツ関係 (4) 福祉関係 (5) 市民団体関係 (6) 商工経済関係 (7) 観光関係 (8) 医療関係 (9) 交通関係 (10) 会場管理者</p>	

委任



報告

運営委員会	
<ul style="list-style-type: none"> ◇実行委員会からの委任事項の審議・決定 <ul style="list-style-type: none"> ○総務・企画に関すること ○広報・観光PR・おもてなしに関すること ○スポーツ交流大会に関すること ○ふれあいスポーツ交流大会に関すること ○ボランティアに関すること ○健康づくり教室に関すること ○医事衛生に関すること ○輸送・交通に関すること ○警備・防災に関すること ○その他会務に必要なこと 	<p>[構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員長（1人） ○副委員長（4人） ○委員（19人） 委員計 24人
<p>[選出区分]</p> <p>(1) 市関係 (2) スポーツ関係 (3) 福祉関係 (4) 市民団体関係 (5) 商工経済関係 (6) 観光関係 (7) 会場管理者</p>	

実行委員会事務局【生涯学習部スポーツ推進課内】

<ul style="list-style-type: none"> ○実行委員会の組織等に関すること ○運営委員会の組織等に関すること ○開催準備の総合的な企画及び調整に関すること ○総会、運営委員会に関すること ○実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること ○実行委員会の予算及び決算に関すること ○その他運営に関し、必要な事項に関すること 	<p>[構成]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務局長（生涯学習総務課長） ○事務局次長（スポーツ推進課長） ○事務局職員（2人）
--	---

ねんりんピックかながわ2022 藤沢市開催種目交流大会

令和3年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 ねんりんピックかながわ2022 藤沢市実行委員会会長（以下「会長」という。）は、藤沢市で開催するスポーツ交流大会の円滑な運営を図るため、競技主管団体が行う準備事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において、当該補助事業の実施に必要な経費の全部又は一部について補助金を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、藤沢市補助金交付規則（昭和35年7月28日規則第11号）の規定を準用する。

（補助金の交付の対象）

第2条 補助の対象となる事業の区分、経費、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（補助金交付申請）

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長の定める期日までに会長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（第2号様式）
- （2）収支予算書（第3号様式）
- （3）その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第4条 会長は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるか、金額の算定が正しいか等を調査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかにその旨を補助金交付決定通知書（第4号様式）により交付の決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）に通知するものとする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金交付申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付決定をすることができる。

3 会長は、補助金を交付することが不適切と認めたときは、速やかにその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 会長は、補助金の交付の決定をする場合、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容、経費又は執行計画の変更(会長が認める軽微な変更を除く。)をする場合は、会長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

2 会長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に規定する条件のほか、必要な条件を付し、又は指示することができる。

(申請の取下げ)

第6条 交付決定団体は、第4条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定通知書の受領から30日以内において書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し)

第7条 会長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項に規定する事情の変更により特別の必要が生じたときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 天災地変等により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 交付決定団体が補助事業を遂行するために必要な手段を使用するこ

とができない、又はその他の事由により補助事業を遂行することが困難なとき（交付決定団体の責めに帰すべき事情による場合を除く。）。

3 会長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り補助金を交付することができる。

（1）補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費。

4 会長は、第1項の規定による処分をした場合は、書面により当該処分に係る交付決定団体に通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第8条 交付決定団体は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他会長の指示及び処分に従って、補助事業を行わなければならないが、当該補助金を他の用途へ使用してはならない。

（補助事業の変更等に係る承認の申請等）

第9条 交付決定団体は、補助事業の内容、経費又は計画の変更（会長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、遅滞なく補助事業変更申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）変更後の事業計画書（第2号様式）

（2）変更後の収支予算書（第3号様式）

（3）その他会長が必要と認める書類

2 交付決定団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業中止（廃止）申請書（第6号様式）を会長に提出してその承認を受けなければならない。

3 交付決定団体は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 会長は、第1項若しくは第2項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合は、その内容を調査し、補助金の交付の決定の内容を変更する必要があると認めるときは、速やかにその旨を書面により当該交付決定団体に通知するものとする。

5 会長は、補助金の交付決定の内容を変更する必要があると認めるときは、速やかにその旨を交付決定団体に通知するものとする。

(状況報告等)

第10条 交付決定団体は、必要に応じ補助事業の遂行状況を会長に報告しなければならない。

2 会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要に応じその職員に交付決定団体の書類、帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくはその関係者に質問させることができる。

(補助事業の遂行命令)

第11条 会長は、交付決定団体の報告等により、当該補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該交付決定団体に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 会長は、交付決定団体が前項の命令に違反したときは、交付決定団体に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第12条 交付決定団体は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第8号様式)

(2) 収支決算書(第9号様式)

(3) 証拠書類の写し

(4) その他会長が必要と認める書類

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 会長は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、書面により当該交付決定団体に対し通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 会長は、前条の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これを適合させるための措置をとるべきことを交付決定団体に対して命ずることができる。

(補助金の交付の時期)

第15条 補助金は、第13条の規定により確定した額又は補助事業の実績に基づき精算額で交付の決定をした額を補助事業完了後に交付するものとする。

2 交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金精算払請求書(第10号様式)を会長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、会長が補助事業の目的又は内容の性格上その補助事業等の完了前に交付することが適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払の方法により補助事業の完了前に交付することができる。

4 交付決定団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第11号様式)を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 会長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこの要綱に基づく会長の処分に違反したとき。
- (5) その他不正の行為があると認められるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 交付決定団体は、第1項の規定による取消しが行われた場合は、取り消された部分に係る補助金の交付の請求又は損害賠償の請求をすることができない。

(補助金の返還)

第17条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定団体に対し、期限を定めてその超過額の返還を命ずるものとする。

2 会長は、交付決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該交付決定団体に対し、期限を定めて、その超過金額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第18条 交付決定団体は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、これらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月2日から施行し、令和3年度に係る補助金に適用する。

別表（第2条関係）

補助の対象		補助限度額
事業区分	経費	
競技主管団体 準備事業	・ 競技主管団体が実施する次の事業について、委員会が補助する場合において、当該補助に要する経費	左欄に掲げる経費の合計の10分の10以内とし、1競技主管団体につき、500,000円を限度とする。
	1 第33回全国健康福祉祭ぎふ大会及びねんりんピック類似大会の視察調査に要する経費（藤沢市の旅費に関する諸規程により算出された金額とする）	
	2 審判員等の養成に要する経費	
	3 県・市実行委員会及び関係団体との連絡調整に要する経費	
	4 その他交流大会の準備に要する経費	

※備考

1. 旅費に関しては、藤沢市職員の旅費に関する条例（昭和56年9月22日条例第9号）に準じた額を上限とする（ただし、高速道路使用料、駐車場料及び車両借上料が旅費に含めて算出できない場合には、「使用料及び賃借料」に計上すること。）。
2. 食事（弁当）代は対象外とする（ただし、審判員養成等に係る講師の昼食代を旅費に含めない場合は、対象とする。）。
3. 開催準備に関するものを対象とし、選手強化に関する費用は認めない。
4. その他、事業の実施に必要と認められる経費については、事前に委員会事務局と協議すること。

ねんりんピック年度別スケジュール（案）

区分	開催1年前(令和3年度)												開催年(令和4年度)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
藤沢市実行委員会			■設立総会・第1回総会(6/2(水)) ■第1回運営委員会(6/4(金))					■第2回運営委員会				■第3回運営委員会		■第2回総会				■第3回総会(未定)						■第4回総会(解散総会)
ねんりんピック推進担当	★スポーツ推進課ねんりんピック推進担当 ■設立総会会場確保 ■実行委員会候補者依頼、依頼文送 ■委嘱状準備					★ねんりんピックぎふ2021視察(10/30~11/2)																		
推進計画、要綱等	市実行委員会基本計画作成 リハーサル大会実施計画作成 広報実施計画作成 R3補助金要綱作成 事務局規定作成					おもてなし実施計画作成					競技別開催要領作成													
総務企画関係	関係調書様式検討 市実行委員会資料作成	記念品検討・サンプル調査 各会場レイアウト案作成	記念品検討・調査 歓迎装飾検討・調査 協賛検討・調査	案内所関係検討 服飾・報價物品検討	輸送バスルート検討調査 物産等出店検討・調査								ごみ等排出・処理調 装飾関係等検討・調査・入札											
競技式典関係	実施要綱等主管団体と調整 開催会場現地調査 補助金内容説明 開催年必要経費調査	交流大会等会場調整依頼 リハーサル大会内容等調整・検討 主管団体人員確保・依頼(競技役員、審判員、招待者、補助員)	開催要領案検討、協議 会場駐車場確認・確保	競技別プログラム素案作成 係員必携素案作成・開催要領印刷(総合・競技別)	開始式連絡・調整 係員必携素案作成・開催要領印刷(総合・競技別)								交流大会等会場調整依頼 係員必携印刷 式典等の確認 競技別プログラム作成											
藤沢市役所内推進体制																								
議会																								
予算	○本大会の諸経費や実行委員会の諸経費の積算		OR4年度予算概算要求		OR4年度予算本要求																		OR4年度決算	
その他																								

11月12日～15日
ねんりんピックかながわ2022開催